

育児休業（産後休暇）からの復職に関する申告書

市川市長あて

保育施設の利用申込みにあたり、育児休業（産後休暇）からの復職について、次のとおり申告します。

1. 保育施設の入園が決定した場合は、次の就労条件で復職します。

労働契約上の就労日数	1ヶ月	日
労働契約上の就労時間(休憩を除く実働時間)	1日	時間
育児短時間勤務制度の利用	<input type="checkbox"/> 利用する / <input type="checkbox"/> 利用しない / <input type="checkbox"/> 未定 / <input type="checkbox"/> 制度なし	

2. 利用申込みにあたっての復職に関する希望は次のとおりです。（いずれかにチェックしてください）

<input type="checkbox"/> ①直ちに復職することを希望する ※早期の入園・復職を希望し、入園が決まり次第復職する意思のある方は、こちらを選択してください。
<input type="checkbox"/> ②希望する保育施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる ※こちらを選択した場合、 <u>利用調整において復職予定の調整指数を加点せず不利になります。</u> ※申込み中に②から①に変更する場合は、変更希望月の申込み締切日までにこの申告書の再提出が必要となります。

3. 以下の確認事項について確認します。（確認のうえチェックしてください）

(1)	上記2. で①を選択し、提出された「就労証明書」により就労条件及び復職の予定について確認できた場合には、基準指数(就労)に復職予定の調整指数2点を加点して利用調整を行います。	<input type="checkbox"/>
(2)	「復職」とは、育児休業を取得している職場に、 <u>就労証明書に記載された労働契約上の条件(就労日数・就労時間)で復帰すること</u> をいいます。同じ職場内で部署、勤務地、派遣先が変更となる場合も復職に含まれます。また、育児短時間勤務制度を利用することは可能です。 同じ職場に復帰する場合でも <u>労働契約上の就労日数や就労時間が減る場合</u> や、同じ就労条件でも転職(派遣元の変更を含みます)する場合は、「復職」ではないため、利用調整において、基準指数は就労内定と同等の取り扱いとなり(2点を控除)、また復職予定の調整指数を加点しません。	<input type="checkbox"/>
(3)	「就労証明書」未提出の場合には、利用調整において、基準指数は就労予定(10点)となり、復職予定の調整指数を加点しません。また、同点の場合は優先順位の3位により不利になります。	<input type="checkbox"/>
(4)	保育施設入園申込み後に育児休業を延長するなど就労状況に変更が生じた場合は、変更後の育児休業期間のわかる「就労証明書」又は「保育施設申込書等記載事項変更届」を追加で提出する必要があります。育児休業期間が切れた場合は、復職予定の調整指数は加点しません。	<input type="checkbox"/>
(5)	利用調整の結果、保育施設に入園内定となった場合は、上記2. で①②のいずれを選択していた場合でも、保育施設に入園して復職し、「復職証明書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
(6)	復職期限は、保育施設への入園月の翌月10日(10日が土日祝日の場合も同じ)です。	<input type="checkbox"/>
(7)	育児休業復職後に育児短時間勤務制度を利用する場合は、その就労条件が記載された「復職証明書」を提出する必要があります。	<input type="checkbox"/>
(8)	入園内定を辞退した場合には、翌月以降に再申込みをした際の利用調整において、12ヶ月間内定辞退の調整指数5点を控除し、また、同点の場合は優先順位の2位により不利になります。	<input type="checkbox"/>
(9)	保育施設への入園内定後入園までの間に、復職をしないことがわかった場合は、入園内定又は入園承諾決定を取り消します(内定辞退に該当するため、上記(8)と同じ取り扱いとなります)。	<input type="checkbox"/>
(10)	保育施設入園月の翌月10日までに復職しなかった場合(転職、退職等)、又は提出期限までに「復職証明書」を提出しなかった場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
(11)	上記1～2の申告内容を変更する場合は、変更希望月の申込み締切日までにこの申告書を再提出する必要があります。	<input type="checkbox"/>

<裏面に続く>

4. お子様2人以上の申込み（すでに申込み中の場合、転園申込みの場合を含む）について、次のとおり申告します。（いずれかにチェックしてください）

<input type="checkbox"/> 2人以上の申込みをします。	※こちらを選択した場合は、下記5～6にご記入ください。
<input type="checkbox"/> 2人以上の申込みをしません。	

5. 兄弟姉妹の申込みについて、次のとおり申告します。（該当するものにチェックしてください）

<input type="checkbox"/> ①同じ月に同じ保育施設の入園のみを希望する。		
<input type="checkbox"/> ②同じ月に入園できれば、別々の保育施設でも入園を希望する。		<input type="checkbox"/> 希望順位より同じ保育施設への入園を優先 <input type="checkbox"/> 別々でも希望順位を優先
<input type="checkbox"/> 1人だけでも入園を希望する。		
<input type="checkbox"/> ③上の子から	上の子のみ入園できた場合に、翌月10日までに	<input type="checkbox"/> 希望順位より同じ保育施設への入園を優先 <input type="checkbox"/> 別々でも希望順位を優先 <input type="checkbox"/> 別々の保育施設への入園は希望しない
<input type="checkbox"/> ④入れる子から	<input type="checkbox"/> 復職する <input type="checkbox"/> 復職しない	
<input type="checkbox"/> ⑤下の子（産後休暇・育児休業の対象児童）から		

6. 兄弟姉妹の申込みにあたり、以下の確認事項について確認します。（確認のうえチェックしてください）

(1)	上記5. で①～⑤のいずれを選択した場合も、兄弟姉妹が同じ月に入園したときは、復職する必要があり、申告書表面3. (5)～(10)が適用されます。	<input type="checkbox"/>
(2)	上記5. で④又は⑤を選択し、下のお子様が入園した場合、上のお子様が入園できない場合でも、入園月の翌月の10日までに復職する必要があり、申告書表面3. (5)～(10)が適用されます。	<input type="checkbox"/>
(3)	上記5. で③又は④及び「復職する」を選択し、上のお子様が入園した場合には、下のお子様が入園できない場合でも復職する必要があり、申告書表面3. (5)～(10)が適用されます。	<input type="checkbox"/>
(4)	上記5. で③又は④及び「復職しない」を選択した場合において、下のお子様が入園できないときは、上のお子様の利用調整において基準指数は就労内定と同等の取り扱いとなり（2点を控除）、また復職予定の調整指数は加点しません。	<input type="checkbox"/>
(5)	上記5. の申告内容と利用申込書の内容が異なる場合、上記申告内容に基づいて利用調整します。	<input type="checkbox"/>
(6)	上記5. の申告内容を変更する場合は、変更希望月の申込み締切日までにこの申告書を再提出する必要があります。	<input type="checkbox"/>

提出日： 年 月 日 （ 年 月の利用調整から適用）

申告者（復職予定者） 氏 名： _____
住 所： _____
電話番号： _____

申告者の勤務先	名称：		
	住所：		
申込み児童の氏名	生年月日	第1希望保育施設	
	年 月 日	新規・転園	
	年 月 日	新規・転園	
	年 月 日	新規・転園	

※2人以上お申込みの場合は、上のお子様から順にご記入ください。